

2021年 8月 26日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

全教神戸市教職員組合

執行委員長 東條 美紀

2022年度教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出にあたって

貴職におかれましては、日頃から神戸の子どもたちと教職員に対し、さまざまな配慮をいただき、教育の充実のためにご尽力いただいておりますことに敬意を表します。COVID - 19対策も2年目に入り、教育活動への制限が続く中、子どもたちの教育を受ける権利を守り、子どもたちと教職員のいのちと健康を守るために、一層の努力と工夫をお願いいたします。

私たちは、神戸の子どもたちが楽しく学校生活をおくり、確かな学力を身につけ、人間として豊かに育っていく教育をすすめるために活動しています。また同時に、私たちは、現場で働く教職員が、健康で生き生き働き続けることのできる労働条件や職場環境の充実をめざしてとりくんできました。

市長自ら提唱された教職員多忙化対策も6年目となりました。「すぐーる」による情報発信や通知表の所見欄の廃止など、業務改善が実感できる部分もありますが、児童生徒一人一台のタブレット端末配備とICTの推進による新しい業務の導入や煩雑化もあるのが現状です。また、人事評価が賃金にリンクされ、賞与給付書に「評価反映分」の金額欄が追加されるなど、民主的であるべき教育現場に管理と分断が持ち込まれたままです。このような状況では、教職員の資質・能力の向上は望むべくもありません。また、子育て休暇の取得要件など、事務・権限移譲前と比べて大きく後退している部分も残されています。

「三密を避ける」ために、子どもたちは人と親しく交わる体験が得にくくなっており、ICTの推進は対人関係の希薄化を加速させる危険をはらんでいます。今こそ「人によって人になる」という神戸市の教育理念の実現のために、教育の担い手である教職員が、生活の不安なく安心して教育にとりくめる労働条件の改善は急務です。またこれらは、子どもの教育条件改善と表裏一体のものです。

この度、学校現場の切実な願いや要求を集約し、要求書としてまとめましたのでお届けします。貴職におかれましては、以下の要求の実現に可能な限りの努力をしていただくようお願いします。

Ⅰ. 諸権利・労働条件

1. 労働基準法、県の勤務時間条例・勤務時間の適正化通知などに定められた1日7時間45分、週38時間45分勤務の確立に向けた条件整備や指導を徹底すること。
 - (1) 「教育大綱」に掲げた「教員の多忙化」問題の解消に向け、引き続き具体的な方策を進め、教職員の超過勤務時間の縮減に努めること。
 - (2) 教職員の勤務時間の把握は使用者の責任であること(H.18.4.3文科省通知)を明確にすること。
ICカードの導入により把握が可能になった教職員の勤務実態の内容を踏まえ、慢性化、日常化している超過勤務の実態を調査し、早急にその改善にあたること。
 - (3) 時間外勤務を覆い隠し、長時間過密労働を助長する「1年を単位とする変形労働時間制」の導入はしないこと。
2. 労安法や県教委通知「学校等における職員の安全衛生管理体制等の整備について」(H12.1.4)にもとづき、次の措置を実現すること。
 - (1) 全職場に「労働安全衛生委員会」等を設置し、職場環境に関する教職員の意見が反映されるように、必要な措置を講ずること。
 - ① 50人以上の対象職場には、労働安全衛生委員会を設置するよう指導と援助を強めること。
 - ② 「中学校ブロック」(幼・小・中)を単位とする安全衛生体制の確立を検討すること。
 - (2) 専任の産業医、衛生管理者を各職場に配置するための体制づくりをすすめること。
 - (3) 超過勤務による医師の面接指導対象者を確実に把握し、面接指導を適切に実施すること。
特に、面談を受けやすい環境を保障すること。
3. 宿泊行事前後の勤務の割振りについては、事前に職員に提示し児童生徒の休業日とあわせて必ず割り振りをおこなうよう学校長を指導すること。特に修学旅行等の夜間の業務については「手待ち時間」とみなし、労働時間として扱うこと。
4. 長期休業中の日番は、直ちに廃止するよう、校長会や各校長に伝えること。
 - (1) 当面、教職員の多くが出勤する「職員研修」「職員会議」「登校日」等の日には、日番を配置しなくてもよいことを校長会に伝えること。
5. 夏季休暇の日数を7日以上に延長すること。
6. 再任用制度については、希望者全員の配置、短時間再任用希望者の公正な任用をおこなうこと。
当面、短時間再任用者を定数から除外すること。
7. 臨時的任用教職員には、辞令発令時に直接本人に給与・勤務条件等について、文書で明示し説明すること。
8. 教職員の権利の侵害に対して、改善・是正をはかること。

- (1) パワハラ・セクハラに対しては、敏速かつ厳正に対処すること。
 - (2) 臨時教職員に対する過酷で野放しの超過勤務の実態をつかみ、その改善にむけて管理職に指導すること。
 - (3) 管理職による組合員であるがゆえの不当な圧力や差別がないよう、徹底して指導すること。
9. 加配・代替教員の配置は市教委の責任でおこなうこと。
 - (1) 配置の遅れで職場に混乱が生じないようにすること。
 - (2) 勤務校の都合で、辞令発令日以前から勤務させることのないよう指導を徹底すること。
 10. 教員に負担の大きい会計や給食などの事務を担当する事務職員を配置し、教育活動に専念できるようにすること。
 11. 教員免許更新制度を直ちに廃止するよう国や県に強く要望すること。当面、講習の受講や更新手続きにあたっては、これ以上失職者を出さないよう情報を広く知らせ、丁寧な対応がなされるよう徹底すること。
 12. 事務・権限の移譲にともない教職員の諸権利や労働条件が後退した部分（介護休暇や子の看護休暇の要件等）に対しては早急に制度を整え、県同様のものに戻すこと。

II. 定 員 等

1. ゆきとどいた教育のための少人数学級の早期実現を国に強く要望すること。
 - (1) 国の責任による35人学級を小学校3年生以上の全学年での早期実施と、中学校・高等学校の全学年への拡大、次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定、義務標準法及び高校標準法改正による学級編成基準の引き下げ、小・中学校全学年での30人学級の実施を文科省に要望すること。
2. 神戸市独自の35人学級実現に向けてとりくむこと。
 - (1) 国の政策を待たずに、神戸市独自で35人学級を小・中・高の全学年に拡大すること。また、それにかかる費用の試算を示すこと。
 - (2) 当面、加配措置を増やし、中学校1年生の35人以下学級を早期に実現すること。
3. 教室の「密」を避けるためにも、20人以下学級実現の展望を早急に示すこと。
4. 特別支援学校の設置基準については、神戸市独自で既存校にも基準を満たす努力をおこなうこと。
5. 特別支援学級の学級編成基準の上限を8名から6名に引き下げるよう国や県に強く要望すること。
6. 定数内臨時採用を解消し、正規の教職員を配置すること。
7. 通常学級に支援が必要な児童が在籍する場合には、担任等の負担を軽減する措置を講ずること。
 - (1) 当面、非常勤の特別支援員を配置すること。
 - (2) ボランティア（指導補助員や介助員）の配置は、肢体不自由以外の場合にも拡充すること。

III. 福利・厚生

1. 生活習慣病特別健康診断の検査項目を充実させること。
 - (1) 血液検査に抗体検査(C型肝炎・B型肝炎)を加え、便潜血反応、骨量検査、がん判定(肺がん、胃がん等)直接撮影等、検査項目をさらに充実させること。当面、C型肝炎・B型肝炎についてはすべての希望者に受診させること。
 - (2) 医療相談機関を拡充すること。
 - (3) 健康診断票の記入・管理は、産業医など専門医がおこなうこと。
 - (4) 検診時には問診医を置き、問診内容のプライバシーが保たれるよう、配慮すること。
 - (5) 検診の結果に基づき、受診・治療をする場合は勤務の軽減等の適切な措置がとれるようにすること。
 - (6) 受診の際の職免の取得の仕方を明確にすること。
2. 人間ドックについての改善を公立学校共済組合に強く要望すること。
 - (1) 人間ドック希望者の全員受診を継続させること。当面、引き続き、優先年齢や定員の拡大をおこなうこと。
 - (2) 宿泊ドックの指定病院を選択できるよう元に戻すこと。
 - (3) 大腸ガン・直腸ガン・子宮ガン・乳ガン・肺ガンなどの早期発見のため、炎症反応・ガン判定などの検査項目の充実をはかること。
 - (4) 骨量検査・脳ドック・MRI・VDT検査は、希望するもの全員の受診が可能になるよう拡大すること。
3. 希望者に、必要な感染症の予防接種を実施すること。
4. 年度始めにおける臨時教員へ公立学校共済組合員証等の発行を、迅速におこなうこと。
5. 特別永年勤続教職員慰安会事業について、いっそうの充実をはかること。
6. 教職員の福利厚生における諸条件を後退させないこと。

IV. 研 修

1. 指定校研究は、文科省・県教委通知(H20.3.28)に基づき、大幅に減らすこと。
 - (1) 研究校の指定に際しては、当該校の教職員の合意を得ること。
 - (2) 関係各課と連絡をとり、引き続き削減にむけた調整をはかること。
2. 長期休業中は、自己の研鑽のための研修が、幅広くおこなえるよう積極的に奨励・支援すること。
特に、研修計画書の「場所や内容」、研修報告書の「分量や内容」などへの過剰な指導・干渉は、やめること。

3. 民間を含め各種教育研究会への参加については、職務遂行上必要かつ有意義であれば、「出張」として扱えるようにすること。
4. すべての研修の量をつかみ現場の負担を減らすこと。

V. 採用・昇任・人事

1. 教職員の採用については、公正・公平かつ透明性を高めておこなうこと。
 - (1) 長期にわたる臨時教職員については、その間の経験と実績を尊重すること。
 - (2) 新規採用者に欠員が生じないよう採用をおこなうこと。
2. 教職員の異動については、本人の希望と納得に基づくものとする。
 - (1) 画一的な強制はしないこと。
 - (2) 異動希望調査の記入にあたり、「一任」「異動希望あり」などを強要しないこと。
 - (3) 通勤条件・健康状態・家族の状況などを考慮すること。

VI. 予算全般

1. 学校運営費を大幅に増やすこと。
2. 父母・市民・教職員の合意のない統廃合や小中一貫校の導入はおこなわないこと。特に、小学校の統合の場合、子どもの通学時間を十分に考慮すること。また当該地域には、早めに情報を公開し意見を聞くこと。
3. 特別支援学校を新設し、特別支援学校の小規模化とともに、児童・生徒の通学時間の短縮をはかること。灘区の新設校以外に特別支援学校を新設すること。
4. 学校行事で神戸市関連の諸施設を使用する場合、利用料金の半額免除または減額できる施設を増やすこと。
5. 高校進学者への神戸市奨学金の予算枠を維持・拡充し、適用枠拡大をはかること。
6. 小学校の給食事務を簡素化すること。
 - (1) すべての小学校に栄養教諭を配置すること。
 - (2) 給食会計は、公費扱いにし、市の責任でおこなうこと。

VII. 施設・設備・教育条件

1. 特別教室のエアコン設置を早急に完了させること。
2. 引き続き、トイレの改修を計画的にすすめること。

- (1) トイレの洋式化を早急にすすめること。また、誰でも使える「多目的トイレ」を、すべての学校に設置すること。また、各校の意向を十分に聞き、使いやすいものにすること。
- (2) 定期的に業者に清掃を委託すること。
3. 教育としての給食をすすめ、学校給食を抜本的に改善・充実させること。
 - (1) 食中毒対策をはかるため、給食室のドライシステムの拡充等の設備の充実をはかること。
 - (2) 給食費の父母負担を軽減すること。
 - (3) 食材の放射能汚染対策を講ずること。できる限り、全量全品検査を実施すること。
 - (4) 自校方式を普及し、センター方式や民間委託、職員のパート化等の合理化をおこなわないこと。
 - (5) 中学校給食については、小学校同様、原則自校給食にすること。当面はセンター方式や親子方式などの対策をとること。
 - (6) 給食室の空調設備を整えること。
4. 運動場改修の予算を十分確保すること。
 - (1) 前回の改修後10年以上経過している学校を調査し、改修計画の具体化をはかること。
5. 学校をとり巻く環境について調査し、改善措置をとること。
 - (1) 騒音・水質・大気などの環境調査の結果をふまえ、必要な対策をとること。
 - (2) 学校用地や周辺での電磁波と放射線量の調査をすすめ、必要な対策を講じること。
6. 印刷機、コピー機、電話機などの数を増やすこと。当面大規模校の数を増やし、勤務の効率化をはかること。
7. KIIFの不具合が起きたときのサービスデスクの人員を増やすこと。
8. 年度始めにおける新規採用教員、臨時教員へのパソコンの配当ならびにパスワードの交付を迅速におこなうこと。
9. 学校で新型コロナウイルス感染者が出た場合の消毒については、業者に依頼すること。
また、消毒や児童生徒の検温等に伴う超過勤務については「割り振り対象業務」として、確実に割り振り変更ができるよう管理職に周知徹底すること。

VIII. 教育内容・制度

1. 憲法・子どもの権利条約に基づく教育行政をすすめること。
2. 「総合教育会議」を利用した首長による教育への介入を許さず、主体性を持って民主的に教育行政をすすめること。
3. 義務教育学校での小・中学校の合同行事や教員の交換授業等は、現場の実態に即してすすめること。

4. 全国一斉の学力調査を中止するよう国に強く求めること。当面、次のことに留意すること。
 - (1) 学校の序列化・差別化につながる学校別結果公表をしないこと。
 - (2) 事前の「学テ」対策や、事後の指導改善計画などの強制をおこなわないこと。
5. 神戸市学力定着度調査を中止すること。
6. 「教育のICT化」やオンライン教育が子どもと教育に与える影響を慎重に検討し、教育の機会均等を保障すること。
7. 「神戸市人事評価制度」を賃金にリンクさせないようにすること。
 - (1) 「神戸市人事評価制度」や「優秀教員表彰制度」を人事考課にリンクさせないこと。
 - (2) 「学校評価」を学校の差別化や管理統制、教員評価にリンクさせないこと。
 - (3) 評価結果は、口頭ではなく文書で本人（被評価者）に伝えること。
8. 子どもと教職員を追い詰める「ゼロトレランス（寛容度ゼロ）」や「教育スタンダード」など、特定の教育方法を押しつけないこと。
9. 「自然学校」「トライやるウィーク」「わくわくオーケストラ教室」などの行事を神戸市独自で見直すこと。当面、これらの事業については、実施の是非も含めて、学校現場での十分な論議を保証し、それぞれの学校や地域の実態に合わせた弾力的な実施を認めること。
10. 真に子どもたちの豊かな個性をのばす活動として、中学校の部活動の条件整備をすること。
 - (1) 全員入部制をとっている学校には、早急にその廃止を指導すること。
 - (2) すべての教職員に顧問になることを強制しないこと。
 - (3) 公式戦の代休を保障すること。
 - (4) 部活動にかかわる事故の際に、教職員の身分を守ること。
11. 学校の教育課程編成にあたって、次の点に留意すること。
 - (1) 教育課程の編成は、子どもや地域の実態に応じ、各区の校長会等のトップダウンで決めることのないよう、各学校が主体的におこなうべきものであることを尊重すること。
 - (2) 「特色ある学校づくり」事業の推進を強制しないこと。
 - (3) 教育課程編成等の市教委への報告文書を減らすこと。特に、多忙な学年当初や学年末の報告文書は、内容を簡略化させること。
12. 不登校、発達障害など、子どもの発達に関わる問題に対する専門機関を拡充すること。
 - (1) 就学前の発達相談を実施すること。
 - (2) 特別な支援を要する児童・生徒が在籍する通常学級へ必要な教員を配置し、巡回相談などを拡充すること。
 - (3) 「LD等への特別支援事業」による配置をより拡充させること。

13. 障害がある子どもすべてに豊かな発達を保障すること。
 - (1) 特別支援学級を充実させ、障害の種別に応じた特別支援学級の設置をすすめること。
 - (2) 特別支援学級にも特別支援学校と同等の介助員を配置すること。
 - (3) 障害の種別に応じた通級指導教室を設けて1教室5人以下とし、教員を配置すること。
 - (4) 特別支援学校がセンター機能を果たすために、別枠で教員を配置すること。
 - (5) 特別支援学校を増設し、身近な地域で障害に応じた専門的な教育が受けられるようにすること。
14. 人事課長・指導主事の画一的な学校訪問をやめること。
 - (1) 学期当初や学期末等、多忙な時期の訪問を避けること。
15. 憲法の主権在民の原則を否定し、皇室賛美につながる行事を学校教育にもちこまないこと。
 - (1) 「日の丸」「君が代」を強制しないこと。
 - (2) 掲揚・斉唱の有無等に関する事後の調査をしないこと。
16. 高校入試制度の改悪をおこなわず、希望者が全員入学できる制度にすること。
 - (1) 入試問題の範囲については、受験生の不利にならないようにすること。
 - (2) 入試制度の改変に当たっては、受験競争をいっそう過度にする「入試制度の多様化・多元化」ではなく、激しい受験競争の緩和をめざし、教育関係者はもとより、広範な父母・市民の意見が反映されるよう、特別の配慮をおこなうこと。
 - (3) 複数志願制度を廃止すること。
 - (4) 選抜基準が客観性、公平性においてあいまいであり、中学校教育にいっそうの「人格競争」と混乱を持ち込む推薦入学制度や特色入試を廃止すること。
 - (5) 調査書については、
 - ① 観点別評価、福祉活動やボランティア等の活動・行動の記録について点数化はもちろん、選抜の資料にしないこと。
 - ② 入試に関する事務や手続きを簡素化すること。
 - (6) 受検日や合格発表日は、土日にならないこと。
17. 世界に誇る非核「神戸方式」や非核平和都市宣言を、広く市民、子どもたちにその意義を知らせるための措置を引き続き実施すること。
 - (1) 市民・子どもに分かりやすいパンフやリーフレットなど、広報活動に力をいれること。
 - ① 当面、市立博物館等に決議文や宣言文を展示し、子どもたちが学べる場を保障すること。
 - ② 副読本「わたしたちの神戸」に非核「神戸方式」の記述を復活させること。
 - (2) 非核「神戸方式」の宣言塔を市内主要駅前、公園などに設置すること。
 - (3) 市庁舎・区役所など、公的施設に非核都市宣言文を掲示すること。
 - (4) 「神戸大空襲」の資料を集約・整理し、市民に公開し、教材として活用できるようにすること。

18. 自衛隊による中学生の勧誘をおこなわせないこと。

(1) 広報センター等が、直接、中学校を訪問しないよう、関係機関に申し入れること。

(2) 自衛隊への「トライやる・ウィーク」をおこなわないこと。

専 門 部 要 求

【養護教員部】

1. 特別支援学校および12学級以上の学校には複数の養護教諭を配置すること。
 - (1) 複数配置を県・国の基準以上に、市独自で拡大すること。
 - (2) すでに複数配置されたところについては、一定の児童数減が生じても、直ちに引き上げるものがないようにすること。
2. 1学期の繁忙期に、有資格者の補助養護教諭を配置し、労働軽減をはかること。
3. 対外行事や地域行事などの救護要員に養護教諭をあてないこと。
 - (1) 救護要員制を実現し、徹底させること。
 - (2) 学校管理下外（スポーツ協会等）の災害給付金（安全互助会）の手続きも、養護教諭をあてないこと。
4. 秋の歯科検診について再考すること。当面、希望者及び歯科保健指導が必要な子どもを対象にすること。

また、予防歯科の観点から、秋の歯科検診および良い歯の表彰の予算を歯科保健指導に充てること。
5. 健康診断（歯科検診等）を安全・正確に行なうための体制をつくること。
 - (1) 児童・生徒数にかかわらず、希望する学校に帯同看護師を必要とする人数・回数を配置すること。
 - ① 看護師への謝金を増額すること。
 - (2) 内科検診を着衣（下着着用）でおこなえるようにすること。
6. 養護教諭の過重負担の解消と子どもの健康と安全を守ることを基本として、宿泊を伴う行事には、医師もしくは看護師の常駐又は派遣する体制を徹底すること。
 - (1) 中学校の宿泊行事においては、事前の準備や要配慮生徒の情報交換に十分な時間が保障できるように、各学年の行事の間隔を十分にあけて計画するよう、徹底させること。
 - (2) 1学期の宿泊行事の勤務の割り振りを夏期休業中にも取得できるよう、割り振り変更の単位期間を16週に延長すること。
7. 安全互助会の掛け金の父母負担を減らし、市からの援助を増額すること。
 - (1) 歯牙見舞金の支給基準を改善すること。
 - (2) 安全互助会の適応範囲は学校管理下とし、それ以外のけがの対応や事務処理を養護教諭にあてないこと。
8. 日本スポーツ振興センターの掛け金の父母負担をやめ、公費負担とすること。
9. 日本スポーツ振興センターの災害給付にかかわる事務のうち、給付金の支給を直接保護者の口座へ振り込むこと。

10. 日本スポーツ振興センター担当の事務補助者を、早急に市教委に配置すること。
11. 教職員の健康と安全を守る責任は、労働安全衛生法にもとづいて教育委員会にあることを明確にし、養護教諭に押しつけないこと。管理職は教職員の健康について、充分把握するよう指導すること。
12. 栄養教諭を全校に配置すること。食物アレルギーがある児童・生徒への対応を栄養教諭とともにこなえるようにし、養護教諭の負担を軽減すること。
13. 保健室の施設・設備を充実すること。
 - (1) 健康診断、保健指導のできる1教室以上の広さのない保健室は、早急に改善すること。
 - (2) シャワー、足洗い場、汚物処理等の設備を充実させること。
 - (3) インフルエンザ等の感染症が発症した場合、他の児童・生徒と接触しないよう休養室を確保すること。
 - (4) 各教室へ直接連絡できるインターフォンを設置すること。

【女 性 部】

1. 学期途中で産休に入る予定の教員には、前もって学期初めから補助職員を配置する先読み加配を年度始めだけでなく、2, 3学期にも拡充すること。
2. 妊娠中の教員の体育実技負担軽減のための補助教員配置期間を夏季プール指導期間だけでなく、運動会・体育会終了まで延長すること。
3. 悪阻休暇を新設すること。
4. 小規模校や特別支援学級がある学校には、プール補助員を配置すること。
5. 産前・産後休暇、育児休業を行使する全対象者に代替教員との引継期間を3日間保障すること。
6. 育児休業取得者の昇給延伸の復元をはかること。
7. 育休取得に伴い生ずる昇給・勤続年数・免許の上進などの不利益を是正すること。
8. 育児休業法に有給制度を盛り込むよう、国に対して意見具申をおこなうこと。
9. 生活習慣病健康診断の検診項目に、ガンの早期発見のため、腫瘍マーカー検査を加えること。
乳ガン検査について、希望者全員が受診できるようにすること。
10. 更年期障害休暇の制度化、検診・通院の保障、労働軽減など、必要な措置をとること。
11. 年度途中の保育所入所ができるよう、0歳児・乳幼児の保育施設、定数、保母増員など、今後とも受け入れ体制の整備につとめること。
12. 育児時間のための特別休暇の新設など、働きながら子育てをしている教職員への支援を拡充すること。
13. 学童保育制度の充実をはかること。
 - (1)最低、小学校区ごとに1ヶ所の学童保育所を設置すること。
14. 男女共同参画基本法に基づき、職員の採用、異動、管理職登用、退職勧奨等で女性に対する差別をおこ

なわないこと。

15. 福利厚生に関して、内容や条件をよりよいものにする事。
 - (1) 特別欠勤、看護欠勤、育児欠勤等の制度を新設すること。

【障害児教育部】

1. 特別支援教育の現場では、過労（慢性疲労）・腰痛・頭痛・頸肩腕症候群等の健康破壊、流産・妊娠障害が多発している現状に対する対策を講じること。
 - (1) 職業病認定を行うこと。特に、腰痛・頸肩腕症候群については早急に認定をおこなうこと。
 - (2) 労働安全衛生法等にもとづき、教職員への健康対策を充実させること。
 - ①着任時に、腰部・頸肩腕部のレントゲン検査を実施すること。
 - ②教職員整形外科的健康診断の結果にもとづいて、職場で随時使用できる予防及び、対処できる器具の導入等の対策を講じること。
 - ③腰痛や頸肩腕症になった場合には、治療勧告に基づいた通院については職免扱いとし、当面、費用の一部を市が負担すること。
 - ④横になって休める休養室を設置すること。
 - (3) 妊娠判明時から補助教員を配置すること。
 - (4) 特別支援学級児童・生徒の就学援助の事務手続業務を、一般就援と同様に教育委員会事務局でおこなうこと。
2. 就学支援委員会は、障害と発達についての科学的な診断をもとにした就学指導をおこなうこと。
 - (1) 教育保障、安全確保に視点を置いた本人の発達を保障する方向で、就学指導をおこなうこと。
 - (2) 就学調査は、公立保育所を含めた幼・小・中連絡会を各ブロックで9月段階におこなうこと。
 - ①私立の幼稚園・保育所にも参加をよびかけること。
3. 特別支援学校の教育条件を整えること。
 - (1) 特別支援学校の専用スクールバスを希望者が全員利用できるよう必要数配置すること。また、添乗員が適切な介助ができるよう研修をおこなうこと。
 - (2) スクールバスの添乗員を確保すること。やむなく教員を充てる場合には、勤務の割り振りではなく、時間外勤務の手当てを支給すること。
 - (3) 広い運動場や体育館（雨天体操場）を確保し、過密の解消をおこなうこと。
 - (4) エアコンは、体育館を含め全館完備すること。
 - (5) 震災や火災に十分に対応できる施設（避難路および避難スペースの確保）、設備（光熱設備等）の充実

をはかること。

- (6) トイレの増設・改修およびウォシュレット、温水シャワーを設置すること。
- (7) すべての特別支援学校に図書室・コンピュータールームを設置すること。
4. 医療的ケアの必要な児童・生徒がいる特別支援学校への看護師配置を引き続き拡充すること。
 - (1) 特別支援学校に配置した看護師をフルタイム勤務の正規職員とすること。
 - (2) 「医療的ケア連絡協議会」をすべての特別支援学校に設置すること。
5. 治療施設が併設された病虚弱児の特別支援学校を新設すること。
6. 特別支援学校での宿泊をとまなう全ての学校行事を安全に実施するため、以下の条件整備をすすめること。
 - (1) 行事計画の際、学年・学部が必要に応じて、医師や複数の看護師を派遣すること。
 - (2) 「医療的ケアに必要な物品等に関する準備・購入」の保護者負担を軽減する措置をとること。
 - (3) 市民病院との提携を深め、市職員である医師や看護師が仕事の一環として学校行事に派遣してもらえるような体制づくりをすすめていくこと。
 - (4) 「医療的ケア支援事業」の対象を、特別支援学校・特別支援学級にも拡大すること。
7. 特別支援コーディネーターについては、教員の負担を軽減し、在籍児童の指導へのしわよせをなくすため、その専門性を発揮するためにも、定数の枠外で配置すること。
8. 通級指導教室を増設し、教職員を増員すること。
9. 居住地区の通常の学級に在籍する介助を必要とする障害児に対して教育条件を整えること。
 - (1) 必要な教職員を配置すること。
 - (2) 通常学級に肢体不自由児が在籍し、構造上エレベーターの設置が困難な学校に対しては、教職員の加配をおこなうこと。
 - (3) 特別に専門的な訓練を必要とする児童・生徒に対して、公的な機会を保障すること。
 - (4) 支援員の配置について、学校任せにせず、神戸市として人員の確保に努めること。
10. 特別支援学級の時間割編成にあたっては、学校の主体性を尊重すること。
11. 特別支援学級の教科書選択の方法を見直すこと。
 - (1) 一般図書の閲覧会場を増やすこと。また、閲覧本の部数を増やし選択しやすくすること。
 - (2) 閲覧本の一覧表の開示を早めること。
 - (3) 一般図書の選書を見直すこと。
12. 障害児の進路保障をおこなうこと。専攻科を含め、高等部卒業後の労働および社会参加の機会と場所を保障すること。

13. 障害児が参加できる社会教育を充実させ、条件整備をすること。
 - (1) 学童保育・児童館に障害児を受け入れる体制(財政的保障及び職員の増員)を整えること。
 - (2) 放課後や休日、長期休業中に利用できる文化・スポーツ活動の場を整備すること。
14. 公共交通機関を障害児が十分に活用できるように条件整備をすること。
 - (1) 福祉乗車証は学校長の証明で、すべて半額で利用できるよう、関係交通機関に申し入れること。

【青年部】

1. 職場の活性化やバランスのとれた年齢構成の職場が実現できるような人事異動や新規採用を大幅に増やすこと。
 - (1) 10年、20年先まで見すえた計画的な採用目標の数値を示すこと。
2. 臨時教職員の身分と待遇を改善し、勤務の実績を採用試験に生かすこと。
 - (1) 正規採用を望んでいる臨時教職員を長期にわたって、臨時的に任用することをやめること。
 - (2) 臨時教職員の実績を正當に評価し、選考試験に反映させること。
 - (3) 任用期間前に会議等で勤務しなければならない年度初め等の任用においては、実際に勤務を始めた日にさかのぼって辞令を交付すること。
 - (4) 非常勤講師の待遇を改善すること。
3. 部活動関連予算を大幅に増額すること。
 - (1) 土・日曜日の指導費、付添費の市独自分を大幅に増額すること。
 - (2) 県大会以上の大会の生徒引率や大会運営参加・審判等に関わる個人負担を解消すること。
4. 住居手当を県並みに増額すること。

【栄養職員部】

1. 学校給食の合理化をおこなわないこと。
 - (1) 自校調理校の調理委託計画を撤回し、直営方式を続けること。
 - (2) 直営校の調理師定数を、文科省の調理師定数通りにし、すべて正規雇用にすること。
 - (3) 調理部門の民間委託化をやめ、直営方式で実施すること。
2. 給食実施校すべての小・養護学校に、1校1名の栄養職員(教諭)を配置すること。
 - (1) 未配置校への指導は、県に対し「食に関する指導の加配」を要求し、現在の定数外の人員でおこなうこと。
3. 職の専門性も考慮し、民間団体(企業)講習会の参加も出張扱いにすること。

4. 学校給食の改善および内容の充実をおこなうこと。

(1) 学校給食は、国内産米が使用できるよう、制度化するとともに、学校給食用米・牛乳の補助金を復活させるよう、国・県に働きかけること。2022年度も神戸市では国内産米を使用すること。

(2) 輸入食品や、大企業からの一括購入をやめ、県内や周辺地域で生産する食材の購入ができるようにすること。

①地場産の農産物の使用については、厚生労働省の目標数値に惑わされることなく供給できる範囲内での使用にとどめること。

②当面、使用する輸入食品については全て市の責任において検査し、安全性の確保をはかること。

③地元商店を活用し、地域経済の活性化をはかること。

④放射性物質に汚染された食材が、学校給食に使用されないことがないよう検査をおこなうこと。さらに、成長期の子どもへの影響を考えた放射性物質の独自基準が設定されるよう国に働きかけること。

⑤遺伝子組み換えの疑いのある食品は、学校給食に使用しないこと。すべての食品に表示を義務づけるよう国に働きかけること。

(3) 献立内容を充実するために、学校給食の施設・設備を改善すること。

(4) 加工食品使用をやめ、手作り給食をすすめるために、神戸市独自の調理員定数増に努めること。

5. 給食費を無償化すること。そのための光熱水費の全額と保存食用食材費については、市が補助すること。

6. 中学校給食の改善および充実をおこなうこと。

(1) 費用対効果を求めた民間委託ではなく、親子方式など直営方式の検討を続けること。

(2) 保護者の経済的負担を軽減するための、中学校給食の半額助成制度を引き続きおこなうこと。

以 上